

大規模地震や台風などの情報等が発せられた場合の対処方法

本校は遠距離通学者が多いことから、大規模地震や台風などの情報が発表された場合、登下校に混乱をきたす恐れがありますので、その情報が発せられた場合には、次のように対応しますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

(1) 東海地震に関する情報と防災対応・措置

本校は通学範囲が広範囲となっているため、「東海地震注意情報」が発表された段階で直ちに帰宅及び保護者への引き渡しを開始します。

1 「東海地震調査情報」が出た場合

(東海地震の観測データに異常があらわれたり、特異な地震が起きたりしているが東海地震と関連性がないと判断できる場合や、しばらくの間変化の様子を見る必要がある場合に出される情報)

学校は、平常の授業を実施する。しかし、状況の変化に迅速に対応できるよう、続報を逃さない情報収集・連絡体制をとる。

2 「東海地震注意情報」が出た場合

(観測データに異常があらわれ、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高いと認められた場合に出される情報)

①登校前に発表された場合、生徒は自宅待機とする。ただし、避難対象地区住民の生徒は、市町村の指定する避難地へ避難する。

②登下校時に出た場合

報道機関等の地震情報を基に、交通機関が動いている場合には、そのまま帰宅させることとする。ただし、学校近くにいる場合は、学校に避難する。学校では、直ちに防災関係機関や報道機関と連絡をとって状況把握を行うとともに生徒の動向把握をする。

③在校時に出た場合

- ・ 防災関係機関や報道機関と連絡をとって情報の収集（公共交通機関の運行状況、道路交通等）を行い、帰宅が可能な場合は、直ちに帰宅させることとする。
- ・ 帰宅が不可能と判断された場合には、広域避難場所（駿府公園）にクラス単位で避難する。（避難後は、防災関係機関の指示に従って対応する。）
- ・ いずれの場合も、クラス連絡網などを活用して保護者と連絡を取る。

3 「東海地震予知情報」が出た場合

(東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に出される情報。これと同時に警戒宣言が発令される。)

注意情報の段階ですでに帰宅している。

(2) 地震が発生した場合

- ・ 地震が発生した時点で、学校の通常活動は停止(休校)し、避難活動を開始する。
- ・ 避難活動以降の行動については、防災関係機関の指示に従う。
- ・ 学校再開の連絡は、本校の連絡網などにより行う。

① 下校時の場合

地震が発生した時点の所在地で、防災関係機関の指示(広報等)に従い、各自避難する。(所在地が本校付近の場合には、駿府公園に避難する。)

② 在校時の場合

○ 1次避難:

防災頭巾を着用し、机の下に入る。緊急放送等の指示があるまで教室内で待機する。

○ 2次避難(被災状況が軽度だと判断される場合):

緊急放送等の指示によって、クラス単位でグラウンドへ避難する。

○ 3次避難:

防災関係機関からの命令または学校長の判断により、緊急放送等の指示の後クラス単位で広域避難場所(駿府公園)に避難し、防災関係機関の指示に従う。

○ 3次避難後の措置:

- ・ 公共交通機関の運行状況や、通学路の被災状況を把握した上で、帰宅が可能だと判断された場合には、地区別の集団で帰宅させる。
- ・ 帰宅が不可能な場合、防災関係機関の指示に従い、公的施設に避難する。

② 宅時の場合

各市町村の防災関係機関の指示(広報等)に従い、防災活動・避難活動を行う。

(3) 台風等の接近により警報が発令された場合の措置

① 登校時(家を出る時間)までに発令された場合

・ 通常の登校時間(家を出る時間)までに、自分の居住地または学校の所在地において①大雨警報 ②暴風警報 の二つの警報が同時に発令されている場合には、警報が解除されるまで自宅待機とする。

③ 前10時までに、学校の所在地において、上記二つの警報が両方とも解除されない場合は、学校は休校とする。(一方が解除されていた場合は、登校する)

③ 午前10時までに、学校所在地の警報が解除されても、居住地の警報が解除されていない場合は、警報の一方が解除され次第、登校する。ただし、警報解除後も、交通機関の混乱や増水等により、登校が困難と判断される場合には、登校を見合わせても構わない。(その場合には、「やむを得ない欠席」として措置)

④ 在校時に発令された場合

・ 生徒の在校時に、警報が発令され、公共交通機関が動かなくなることが予想される場合には、直ちに授業やクラブ活動を中止して、速やかに帰宅させる。

※暴風警報が発令されていなくても在校中に台風が最接近すると予想される場合、早めに下校させる事もある。